

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

2面

(平成18年分用)

受贈者の氏名 _____

この表は、平成14年分から平成17年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成18年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

(1) 平成14年分以降の贈与税について適用を受けた住宅
取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した税務署
平成 年分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成18年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①-②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（②× $\frac{1}{5}$ ）	③	
（①+③）の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④-⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑦	
（③-1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑨	
算出税額（⑦-⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

（注）「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死 亡 し た 贈 与 者 の 氏 名	死 亡 時 の 住 所			
死 亡 年 月 日	死 亡 し た 贈 与 者 に 係 る 相 続 税 の 申 告 書 の 提 出 の 有 無	「 有 」 の 場 合 の 提 出 先 の 税 务 署	税 务 署	

（注）上記留意事項の（1）に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成18年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

（資5-11-4-A4統一）（平18.10）

暦年課税用

2前年分以前の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例を受けた方

受贈者の氏名 _____

この表は、平成13年分から平成16年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成17年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

(1) 平成13年分以降の贈与税について適用を受けた住宅
取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した税務署
平成 年分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成17年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。

- (1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
- (2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①-②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（②× $\frac{1}{5}$ ）	③	
（①+③）の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④-⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」で求めます。)	⑦	
（③-1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」で求めます。)	⑨	
算出税額（⑦-⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

（注）「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死 亡 し た 贈 与 者 の 氏 名	死 亡 時 の 住 所			
死 亡 年 月 日	死 亡 し た 贈 与 者 に 係 る 相 続 税 の 申 告 書 の 提 出 の 有 無	「 有 」 の 場 合 の 提 出 先 の 税 务 署	税 务 署	

（注）上記留意事項の（1）に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成17年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

（資5-11-4-A4統一）

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($\frac{2}{3} \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($\frac{2}{3} \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実に相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

平成十八年分以降用

平成____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($\frac{2}{3} \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ ($\frac{2}{3} \times \frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実に相違ありません。

平成____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____ 印_____

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p>3 用語の意義</p> <p>(1) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p>(注) 1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p>2 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。</p> <p>(2) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p>(3) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。</p> <p>2 この確認書は、贈与者の方が記入します。</p> <p>3 用語の意義</p> <p>(1) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するもの（平成17年4月1日以降に贈与があった場合に限ります。）を除きます。）をいいます。</p> <p>(注) 1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p>2 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。</p> <p>(2) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。</p> <p>(3) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、<u>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例</u>を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、<u>特例は受けられません。</u>）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者の続柄（子、養子、孫等）を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、<u>特例</u>を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。</p> <p>8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、<u>特例</u>を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の<u>軽減措置</u>を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、<u>相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。</u>）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。</p> <p>3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。</p> <p>4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者の続柄（子、養子、孫等）を記入してください。</p> <p>5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。</p> <p>6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。</p> <p>7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。</p> <p>8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。</p>

改 正 後

改 正 前

平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者の氏名	
6 受贈者の相続開始年月日 平成 年 月 日	
7 受贈者の相続人に関する事項	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類
次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」と一緒に提出してください。

(平成18年分以降用)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書付表
特定受贈森林施業計画対象山林

受贈者の氏名	
6 受贈者の相続開始年月日 平成 年 月 日	
7 受贈者の相続人に関する事項	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	
住 所 又は 居 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日
受贈者との続柄	

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

8 添付書類
次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記7に記入した人の戸籍の謄(抄)本など受贈者のすべての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」と一緒に提出してください。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、<u>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例</u>を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」に添付して提出してください（<u>申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。</u>）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">書 き か た 等</p> <p>1 この付表は、受贈者が「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の<u>軽減措置</u>を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。</p> <p>2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」に添付して提出してください（<u>申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。</u>）。</p> <p>3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。</p> <p>4 「6 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。</p> <p>5 「7 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。</p>

改 正 後

改 正 前

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名										
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定										
株式(出資)の時価総額の合計額 (③+⑩+⑪)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。										
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細										
法 人 の 整 理 番 号 (所轄税務署名)	(署)	① 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
		② 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		③ 株式(出資)の時価総額 (①×②)	円							
ア 株主等の状況										
氏 名(名 称)	特 定 贈 与 者 との統柄	④ 特定贈与者からの今回の贈与の直前に所有していた株式(出資)の株数等	⑤ 持株(出資)割合 (④/⑩)の割合	⑥ 特定贈与者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等	⑦ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等	⑧ 持株(出資)割合 (⑦/⑪)の割合	⑨ ⑦のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	⑩ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	⑪ ⑨のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	
(特定贈与者からの今回の贈与の直前ににおいて特定贈与者の親族等である者の氏名を○で囲みます。)										
特 定 贈 与 者		株・円・口	%		株・円・口	%	株・円・口	%		
A (受贈者)				B 株・円・口		⑪				
その他の株主(社員)										
合 計	⑫	1 0 0		⑬		⑭				
④のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)	C	⑦のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)	D	⑪の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(⑪/⑬)が25%未満である場合は、特例適用不可	E					
イ 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況(今回贈与を受けた人が贈与を受けて届出したものも含みます。)										
(a) 届出書を提出した年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	⑯ 2/3-F	—					
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名				⑯ 特例適用限度株 数等	株・円・口					
(c) 届出書を提出した税務署名	署	署	署	⑯×⑯						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) 欄の割合 の合計	⑯ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等					
(e) 各贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) 欄の割合 の合計	⑯ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等					
(f) (d)/(e)の割合	—	—	—	F —						
⑪欄の株数等が⑯欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 (⑪欄の株数等を「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」の3の②へ移記します。)										
3 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。)別の明細										
法人の整理番号 (所轄税務署名)	(署)	⑯ 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
法 人 名		⑯ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		⑯ 株式(出資)の時価総額 (⑯×⑯)	円							
4 特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。)別の明細										
法人の整理番号 (所轄税務署名)	(署)	⑯ 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
法 人 名		⑯ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		⑯ 株式(出資)の時価総額 (⑯×⑯)	円							

(資 5-48-A 4 統一) (平18.10)

平成18年分以降用
○この判定明細書は、平成年分特定受贈同族会社株式等に係る届出書と一緒に提出してください。

受贈者の氏名										
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定										
株式(出資)の時価総額の合計額 (③+⑩+⑪)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。										
2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細										
法 人 の 整 理 番 号 (所轄税務署名)	(署)	① 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
		② 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		③ 株式(出資)の時価総額 (①×②)	円							
ア 株主等の状況										
氏 名(名 称)	特 定 贈 与 者 との統柄	④ 特定贈与者からの今回の贈与の直前に所有していた株式(出資)の株数等	⑤ 持株(出資)割合 (④/⑩)の割合	⑥ 特定贈与者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等	⑦ 特定贈与者からの今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等	⑧ 持株(出資)割合 (⑦/⑪)の割合	⑨ ⑦のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	⑩ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	⑪ ⑨のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	
(特定贈与者からの今回の贈与の直前ににおいて特定贈与者の親族等である者の氏名を○で囲みます。)										
特 定 贈 与 者		株・円・口	%		株・円・口	%	株・円・口	%		
A (受贈者)				B 株・円・口		⑪				
その他の株主(社員)										
合 計	⑫	1 0 0		⑬		⑭				
④のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)	C	⑦のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)	D	⑪の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(⑪/⑬)が25%未満である場合は、特例適用不可	E					
イ 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況(今回贈与を受けた人が贈与を受けて届出したものも含みます。)										
(a) 届出書を提出した年分	平成 年分	平成 年分	平成 年分	⑯ 2/3-F	—					
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名				⑯ 特例適用限度株 数等	株・円・口					
(c) 届出書を提出した税務署名	署	署	署	⑯×⑯						
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) 欄の割合 の合計	⑯ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等					
(e) 各贈与の時における発行済株式(出資)総数等	株・円・口	株・円・口	株・円・口	(f) 欄の割合 の合計	⑯ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等					
(f) (d)/(e)の割合	—	—	—	F —						
⑪欄の株数等が⑯欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 (⑪欄の株数等を「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」の3の②へ移記します。)										
3 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。)別の明細										
法人の整理番号 (所轄税務署名)	(署)	⑯ 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
法 人 名		⑯ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		⑯ 株式(出資)の時価総額 (⑯×⑯)	円							
4 特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。)別の明細										
法人の整理番号 (所轄税務署名)	(署)	⑯ 今回の贈与の時における発行済株式(出資) 総数等	株・円・口							
法 人 名		⑯ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時における時価	円							
		⑯ 株式(出資)の時価総額 (⑯×⑯)	円							

平成17年分以降用
○この判定明細書は、平成年分特定受贈同族会社株式等に係る届出書と一緒に提出してください。

(資 5-48-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">使 用 目 的 等</p> <p>1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について<u>特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例</u>を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</p> <p>2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。</p> <p>3 用語の意義</p> <p>(1)「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「<u>特定贈与者の親族等</u>」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第8項により準用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。</p> <p>(2) ⑨及び⑩欄の「<u>中心的な同族個人株主グループ</u>」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。</p> <p>4 記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) ①、⑩及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。</p> <p>(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。</p> <p>(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。</p> <p>(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。</p> <p>(5) 「イ <u>特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況</u>」欄には、特定受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）。</p> <p>(6) ②、⑩及び⑩欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。</p> <p>(7) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。</p> <p>また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。</p> <p>(8) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。</p> <p>(9) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。</p>	<p style="text-align: center;">使 用 目 的 等</p> <p>1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について<u>相続税の課税価格の軽減措置</u>を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。</p> <p>なお、平成16年3月31日までの間に贈与によって取得した株式（出資）についてこの特例の適用を受ける場合には、この判定明細書と異なる点がありますので、税務署（資産税担当）又は税務相談室へおたずねください。</p> <p>2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 <u>特定受贈同族会社株式等</u>に係る届出書」その他必要な添付書類と一緒に提出してください。</p> <p>3 用語の意義</p> <p>(1)「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「<u>特定贈与者の親族等</u>」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。</p> <p>(2) ⑨及び⑩欄の「<u>中心的な同族個人株主グループ</u>」とは、受贈者（A）並びにその受贈者（A）の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。</p> <p>4 記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) ①、⑩及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。</p> <p>(2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。</p> <p>(3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。</p> <p>(4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。</p> <p>(5) ②、⑩及び⑩欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。</p> <p>(6) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除く。）を有している法人に限られます。</p> <p>また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。</p> <p>(7) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。</p> <p>(8) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。</p>

改 正 後

改 正 前

□□□-□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書住所
氏名 殿第 号 第
平成 年 月 日 表
税務署長 国

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 本税の額 減少する	納付すべき 加算税の額 減少する	納税猶予税額控除後の 本税の額 減少する	納付すべき 本税の額 減少する
申告 加算税	申告 加算税	申告 加算税	申告 加算税
重加算税	重加算税	重加算税	重加算税

○課税標準等及び税額等の計算明細

区分		当初課税額(額)	調査額	増減(△)差額
I	財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
配偶者控除額	②			
基礎控除額	③	00,000	00,000	00,000
②及び③の控除後の課税価格	④	,000	,000	,000
④に対する税額	⑤			
外国税額の控除額	⑥			
差引税額(⑤-⑥)	⑦			
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨			
III	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩		
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨))	⑪	00	00	00
納税猶予税額	⑫	00	00	00
申告期限までに納付すべき税額(⑪-⑫)	⑬	00	00	00

○加算税の額の計算明細

区分		申告加算税	重加算税		
賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額
⑭ 加算税の基礎となる税額	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
⑮ ⑭のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
⑯ ⑭に対する加算税の割合	100	100	100	100	100
⑰ ⑮に対する加算税の割合	5	5	100	5	100
⑱ 加算税の額(⑭×⑯と⑮×⑰との合計額)	100	100	100	100	100

○延滞税の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)					
納付すべき 本税の額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3% (注2) 納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%	×	期間(日数)(注3) 法定納期限の翌日 から完納の日まで	= 延滞税の額 (注4)

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
・納期限の翌日から2月を経過した日まで…年7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める
基利子率+1%」のいずれか低い割合
・納期限の翌日から2月を経過した日以後…年14.6%
3 5ヶ月間の記載がある場合には、その期間を差し引いた日数により延滞税の額を計算してください。
4 延滞税の額が1,000円未満の場合、納付する必要はありません。また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

()枚のうち()枚目

(資5-23-1-1-A4統一)

□□□-□□□□

平成 年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書住所
氏名 殿第 号 第
平成 年 月 日 表
税務署長 国

平成 年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり

及び加算税の賦課決定をします。

記

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

納付すべき 本税の額 減少する	納付すべき 加算税の額 減少する	納税猶予税額控除後の 本税の額 減少する
申告 加算税	申告 加算税	申告 加算税
重加算税	重加算税	重加算税

- 納付すべき税額及び延滞税(納税猶予税額がある人は、納税猶予税額控除後の本税・加算税の額及び延滞税の額)は、同封の納付書により平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店、歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付してください。
○ 減少する税額が既に納付されている場合において、未納の国税等がないときは、金融機関等の預貯金口座への振込み又は郵便局の窓口での受取りの方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

○課税標準等及び税額等の計算明細

区分		当初課税額(額)	調査額	増減(△)差額
I	財産の価額の合計額(課税価格)	①	円	円
配偶者控除額	②			
基礎控除額	③	00,000	00,000	00,000
②及び③の控除後の課税価格(①-②-③)	④	,000	,000	,000
④に対する税額	⑤			
外国税額の控除額	⑥			
差引税額(⑤-⑥)	⑦			
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧		
特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨			
III	課税価格の合計額(①+⑧)	⑩		
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨))	⑪	00	00	00
納税猶予税額	⑫	00	00	00
申告期限までに納付すべき税額(⑪-⑫)	⑬	00	00	00

○加算税の額の計算明細

区分		申告加算税	重加算税		
賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額	賦課決定額	変更決定後の賦課決定額	減少する額
⑭ 加算税の基礎となる税額	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
⑮ ⑭のうち国税通則法第65条第2項の規定による加算額の基礎となる税額	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
⑯ ⑭に対する加算税の割合	100	100	100	100	100
⑰ ⑮に対する加算税の割合	5	5	100	5	100
⑱ 加算税の額(⑭×⑯と⑮×⑰との合計額)	100	100	100	100	100

○延滞税の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条)					
納付すべき 本税の額 (注1)	×	延滞税の割合 7.3% (注2) 納期限の翌日から2月を 経過した日以後は14.6%	×	期間(日数)(注3) 法定納期限の翌日 から完納の日まで	= 延滞税の額 (注4)

365

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1月1日～12月31日)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。
・納期限の翌日から2月を経過した日まで…年7.3%と「前年の11月30日の公定歩合+1%」のいずれか低い割合
・納期限の翌日から2月を経過した日以後…年14.6%
3 5ヶ月間の記載がある場合には、その期間を差し引いた日数により延滞税の額を計算してください。
4 延滞税の額が1,000円未満の場合、納付する必要はありません。また、延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
5 あなたの場合は、国税通則法の規定により(自・・・至・・・)の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。
- この更正又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

()枚のうち()枚目

(資5-23-1-1-A4統一)